

大切な家族
我が家を守るために
設置してください!!!

住宅用火災警報器 (住警器)

※火災予防条例により全ての住宅に設置義務があります。

ご高齢の方は特に注意が必要です

火災によって亡くられる方の77%は65歳以上の方であり(右図)、逃げ遅れによって毎年多くの方が命を落としています。住警器は火災の発生を早期に知らせくれる機器です。早期の避難が、いのちを守ります。

柏市では、平成20年から住警器の設置が義務化されました。義務化以前に建築された住宅では、現在も設置されていない場合があります。

万が一の時にすぐに消火・避難できるように、住警器を設置してください。

住警器が活躍した事例(柏市内)

事例① 電気ストーブの電源を入れたまま、トイレに行った。このとき、衣類と電気ストーブが近接していたため衣類が燃えだし、住警器が鳴動した。トイレ内で住警器の鳴動を聞き、異変に気が付きすぐに消火した。早期に発見し、初期消火を行ったことで建物への被害が拡大しなかった。

事例② 深夜、アパートの1室で火災が発生、住警器が鳴動。就寝中であった別室の住人が鳴動音により火災に気が付き、煙が出ているのを発見し通報した。深夜の時間帯のため各部屋の住人が就寝中であったものの、鳴動により各部屋の住人が早期に異変に気が付き、被害が拡大する前に避難できた。

これらの事例から分かるように、住警器の鳴動によって、火災による被害が軽減されたり、火元の住人だけでなく、近隣の住民等に対しても、火災発生を知らせることができます。

大切な家族、我が家を守るために、住警器を設置してください。

住宅火災による死者(2023年)

5歳以下 参照元：令和5年における火災の状況 (総務省消防庁)

